

平成24年2月  
東京税関業務部

関係各位

海上貨物を対象とするAEO通関業者に係る申告官署の選択制  
における対象官署の追加について

海上貨物を対象とするAEO通関業者に係る申告官署の選択制につきましては、本関及び大井出張所をその対象官署として実施しておりますが、同選択制の利用者の利便性向上を図る観点から、平成24年7月より、芝浦出張所を同選択制の対象官署に追加いたします。

なお、平成24年7月以降の同選択制の利用に係る手続の詳細に関しましては、追ってご案内させていただきます。

問合せ先：  
東京税関業務部通関総括第1部門  
Tel：03-3599-6337